

事 務 連 絡
平成 28 年 2 月 10 日

規約型確定給付企業年金事業主（代表事業主） 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

日本年金機構への不正アクセスにより変更した基礎年金番号の
取扱いについて

平素は企業年金の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本年金機構（以下「機構」という。）への不正アクセス事案において、機構は流出した基礎年金番号等が悪用されることのないよう変更処理を行い、変更後の基礎年金番号を記載した年金手帳を被保険者等に送付したところです。

確定給付企業年金においては、基礎年金番号等を管理し、これによって厚生年金保険の受給権者に関する情報の収集やポータビリティ等が行われているところですが、これは加入者、企業年金等、公的年金の三者が同じ番号を利用することによって可能となるものであり、確定給付企業年金においても番号を適正に管理する必要があります。

つきましては、規約型確定給付企業年金においては、下記の通り取り扱うことといたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

記

1. 加入者の基礎年金番号の変更

日本年金機構より平成 27 年 10 月下旬に事業主宛てに、「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案に伴う基礎年金番号の変更について」が送付されたところです。

事業主においては、このお知らせを活用して、確定給付企業年金の変更後の基礎年金番号を管理していただきますようお願いいたします。

また、複数の事業主で確定給付企業年金を実施している場合においても、基礎年金番号を適切に管理していただくようお願いいたします。

なお、当該事案対象者がいない事業主には、お知らせが送られていないので対応は不要であることに留意願います。

2. 加入者であった者の基礎年金番号の変更

(1) ポータビリティ時の確認、変更

確定給付企業年金の加入者であった者（資格喪失者）については、前記1のお知らせの対象とされていないことから、他の企業年金へ資産移換（ポータビリティ）の申出がなされたときに基礎年金番号を確認し変更を行うものとしします。

加入者であった者からポータビリティの申出を受けた移換元確定給付企業年金事業主は、申出のあった基礎年金番号と移換元確定給付企業年金事業主が管理する基礎年金番号が不一致である場合は、その理由等について調査し、情報流出が原因であるときは、加入者であった者から変更後の基礎年金番号を届出をさせることに代えて、当課に照会を行い変更前、変更後の基礎年金番号の情報提供を受けることを可能とします。

この場合、別紙の様式に必要事項を記載し、後記3（2）②に文書又は磁気媒体を送付するようお願いいたします。

また、磁気媒体により送付する場合には、必ずパスワードを設定し、別途郵送によりパスワードを当課あて連絡するようお願いいたします。

(2) 加入者であった者への届出の周知

加入者であった者に対し、ポータビリティの申出があったときに基礎年金番号の確認、事業主が管理する基礎年金番号の変更を行うことを書面やホームページ等により周知を図っていただくようお願いいたします。

また、基礎年金番号の適正な管理を行うため、上記（1）に関わらず変更後の基礎年金番号を確定給付企業年金事業主に連絡を行うことも可能であることを、併せて周知いただくようお願いいたします。

3. その他

(1) 確定給付企業年金全体の情報提供

規約型確定給付企業年金においては、上記1及び2により取り扱うこととしたところですが、規約型確定給付企業年金全体（規約単位）について、機構から変更した基礎年金番号の提供を受けることも可能とします。

ただし、この場合には、機構の被保険者記録上、加入している確定給付企業年金の名称を管理していないことから、確定給付企業年金実施事業所で管理している加入者等の基礎年金番号等を機構に情報提供していただく必要があります。

機構からの情報提供を希望する規約型確定給付企業年金事業主（代表事業主）

は、後記（２）①に、平成 28 年 2 月 29 日までに申出してください。

（２）連絡先及び郵送先

- ① この件に関する照会や、機構と直接データのやりとりを希望される場合は、当課あてご連絡いただきますようお願いいたします。

（電話番号）

０３－５２５３－１１１１（内線３３２０）

（E-mail） k-nenban@mhlw.go.jp

※メールに記載する事項

- ・規約番号、事業主名
- ・所属部署、担当者名、連絡先電話番号、メールアドレス、照会事項等

- ② 文書又は磁気媒体を送付する場合の郵送先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省年金局 企業年金国民年金基金課 指導調整係

(別紙)

基礎年金番号回答依頼書（確定給付企業年金）

ポータビリティの手続きに必要なため、平成28年2月10日付事務連絡に基づき、
変更前・変更後の基礎年金番号を回答されたい。

平成 年 月 日

申請者 規約番号
 住所
 事業所名称
 事業主名



厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 御中

記

	照会する基礎年金番号										性別	生年月日						変更前基礎年金番号（上段） 変更後基礎年金番号（下段） （この欄は記載しないで下さい。）														
1											男 01 女 02	昭5 平7																				
2											男 01 女 02	昭5 平7																				
3											男 01 女 02	昭5 平7																				
4											男 01 女 02	昭5 平7																				
5											男 01 女 02	昭5 平7																				

※生年月日が一致しない場合は、変更前・変更後の基礎年金番号を情報提供しないので留意すること。